

社会福祉法人浜松市社会福祉事業団定款

制 定	平成 3年12月 3日
設立認可	平成 4年 2月 19日
設立登記	平成 4年 2月 26日
一部変更	平成 4年12月 17日
一部変更	平成 6年 3月 25日
一部変更	平成 10年 3月 24日
一部変更	平成 11年 3月 25日
一部変更	平成 12年 1月 13日
一部変更	平成 13年 3月 29日
一部変更	平成 15年 1月 16日
一部変更	平成 15年 3月 28日
一部変更	平成 16年 1月 16日
一部変更	平成 17年 1月 20日
一部変更	平成 17年 3月 29日
一部変更	平成 17年 5月 26日
一部変更	平成 18年 3月 29日
一部変更	平成 18年 9月 27日
一部変更	平成 19年 3月 22日
一部変更	平成 19年 5月 24日
一部変更	平成 20年 3月 28日
一部変更	平成 20年 5月 30日
一部変更	平成 21年 3月 27日
一部変更	平成 22年 12月 2日
一部変更	平成 23年 8月 10日
一部変更	平成 24年 3月 22日
一部変更	平成 29年 1月 30日

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

- ア 障害福祉サービス事業の経営
- イ 一般相談支援事業の経営
- ウ 特定相談支援事業の経営
- エ 障害児通所支援事業の経営
- オ 障害児相談支援事業の経営
- カ 身体障害者福祉センターの経営
- キ 地域活動支援センターの経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人浜松市社会福祉事業団という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の発達に課題のある子どもや障がいのある児者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を静岡県浜松市浜北区高蔵775番地の1に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員9名を置く。

2 評議員の定数及び総数（現在数）は、定款で定めた理事の定数及び総数（現在数）を超える数でなければならない。

3 評議員のうち、1名以上は浜松市長が指名した者とする。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営の細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- 5 選任候補者の1名以上は浜松市長が指名した者とする。
- 6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- 3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとすることができます。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、評議員会出席の際に1日当たり5,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (6) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (7) 公益事業の運営に関する重要な事項
- (8) 解散
- (9) 定款の変更

- (10) 残余財産の処分
- (11) 基本財産の処分
- (12) 社会福祉充実計画の承認
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(開催)

第 12 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 13 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 14 条 評議員会に議長を置く。

2 議長は、その都度評議員の互選で定める。

(決議)

第 15 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 17 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項から第 3 項までの決議において可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 16 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその会議に出席した評議員の中から選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第17条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員の選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事のうち、2名は浜松市長が指名した者とする。
- 3 理事長は、浜松市長が指名し、理事会が同意した理事をもって充てる。

(役員の資格)

第19条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての

権利義務を有する。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

(役員の解任)

第 23 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 24 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第 25 条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の事務局長及び設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会の議決を経、かつ、浜松市長の承認を得て、理事長が選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理事会

(構成)

第 26 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第 28 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 29 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 基本財産の処分
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (4) 公益事業の運営に関する重要な事項

3 前2項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表明をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があつたものとみなす。

（議事録）

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

（資産の区分）

第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産、公益事業用財産の三種とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

現 金 3,000,000円

3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第39条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第32条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の承認を得て、浜松市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、浜松市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第33条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第34条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日まで

に、理事長が作成し、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の承認を得、かつ、浜松市長の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を得、かつ、浜松市長の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第37条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の承認を得、かつ、浜松市長の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持し

つつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 療育センターの事業
- (2) 診療所の事業
- (3) 浜松市地域生活支援事業
- (4) 浜松市発達障害者支援センター事業
- (5) 浜松市発達支援広場事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の承認を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第40条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、浜松市に帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第42条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、浜松市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るもの）を除く。を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を浜松市長に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、社会福祉法人浜松市社会福祉事業団の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	栗原勝
理事	鈴木長次
〃	島尚男

〃	鈴木基之
〃	大久保忠訓
〃	鷹森弘一
〃	米山茂人
〃	山中芳男
〃	池谷銳三
〃	鈴木修
〃	杉江秀夫
〃	宮崎敏夫
〃	松下昭三
〃	児玉レイ子
〃	平野すみ子
監事	山本正一郎
〃	中山英夫

- 2 平成10年3月27日付で就任する役員の任期に限り、当該役員の任期は、第11条の規定にかかわらず、平成12年2月25日までとみなす。
- 3 平成10年3月27日付で就任する評議員の任期に限り、当該評議員の任期は、第17条の規定にかかわらず、平成12年2月25日までとみなす。
- 4 平成16年2月26日付で就任する役員の任期に限り、当該役員の任期は、第6条の規定にかかわらず、平成17年4月30日までとみなす。
- 5 平成16年2月26日付で就任する評議員の任期に限り、当該評議員の任期は、第17条の規定にかかわらず、平成17年4月30日までとみなす。
- 6 平成21年5月1日付で就任する役員の任期に限り、当該役員の任期は、第6条の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとみなす。
- 7 平成21年5月1日付で就任する評議員の任期に限り、当該評議員の任期は、第17条の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとみなす。
- 8 平成29年4月1日付で就任する役員の任期に限り、当期役員の任期は、第22条第1項の規定にかかわらず、平成29年6月に最初に招集される定時評議員会の終結のときまでとみなす。

附 則

この定款は、平成4年12月18日から施行する。

附 則

この定款は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成12年2月26日から施行する。

附 則

この定款は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成15年1月16日から施行する。ただし、第3条を改める規定は同年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成16年2月26日から施行する。

附 則

この定款は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成17年5月26日から施行する。ただし、第4条、第19条、第30条及び第31条を改める規定は同年7月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この定款は、平成22年12月2日から施行する。

2 この定款による変更後の社会福祉法人浜松市社会福祉事業団定款の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この定款は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この定款は、平成29年4月1日から施行する。

2 この定款による変更後の社会福祉法人浜松市社会福祉事業団定款（以下「新定款」という。）第6条の規定は認可があった日から適用し、この定款の施行の日（以下「施行日」という。）までに、あらかじめ、新定款第6条の規定の例により、評議員を選任しておかなければならない。

（平成29年4月1日付けで就任する評議員の任期）

3 前項の規定による選任は、施行日において、その効力を生ずる。この場合において、新定款第8条第1項の規定の適用については、同項中「、選任後」とあるのは「、新定款の施行日以後」と読み替えるものとする。